

諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧(早見表):貨物編

本表は令和3年4月1日現在の情報に基づくものです。

【携帯品での検査条件はこちら】

【郵便物での検査条件はこちら】

Table with columns: 種類 (輸出相手国・地域), くだもの (カキ, キウイフルーツ, サクランボ, 日本ナシ, 西洋ナシ, ピロ, ブドウ, ウンシュウミカン, モモ, リンゴ), やさい(果菜) (イチゴ, カボチャ, キウリ, スイカ, トウガラシ, トマト, ビーマン, メロン), やさい(葉菜) (キャベツ, ネギ, ミョウガ), やさい(根菜) (カンショ, ショウガ, ダイコン, タマネギ, ナガイモ, ニンジン), コメ (ワサビ, 精米, 玄米), 緑茶(製茶). Rows include Asia (韓国, 台湾, 中国, etc.), Middle East (アラブ首長国連邦), Europe (EU, スイス), North/Central America (米国(本土), カナダ), and Oceania (オーストラリア, ニュージーランド). Each cell contains a condition code (Q, X, P, etc.) or a link icon.

クリック

【本表について】
・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検査制度に従う必要があります。
・ 本表では、輸出相手国が公表している規則等を元に各品目に求められている検査条件を掲載しています。
・ 本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。
・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検査条件一覧表をWEB上で参照できます。

【表中の記号について】
◎: 植物検査証明書(注1)無しで輸出できます。
Q: 植物検査証明書を添付すれば輸出できます。
P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。

☆: 二国間合意に基づく特別な検査条件を満たしたもののみ輸出できます。
×: 輸出できません。
(注1: 植物検査証明書は輸出検査に合格すると発給されます。)(注2: 輸入許可証は輸出相手国より発給されます。)

【注釈】
\*1 輸出相手国が輸入を原則禁止。
\*2 輸出相手国の検査条件が未設定又は不明。
\*3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。
\*4 キプロス向けは果実に葉が付いていないこと。
\*5 4月16日～9月30日の期間に輸入される場合は、植物検査証明書が必要。
\*6 奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出不可。
\*7-1 栽培地検査及び消毒が必要。
\*7-2 栽培地検査又は消毒が必要。
\*8 栽培地検査が必要。
\*9 消毒が必要。
\*10-1 四国、九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
\*10-2 九州及び南西諸島で生産されたもの輸出は不可。
\*11 植物検査の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検査証明書が不要)。
\*12 個人消費用は禁止。
\*13 個人消費用は、栽培地検査及び植物検査証明書が必要。
\*14 南西諸島及び小笠原群島で生産されたものの輸出は不可。
\*15 輸出相手国に確認中。
\*16 生産された地区によって、輸出相手国が輸入を禁止している場合があります。
詳しくは、植物防疫所にお問い合わせください。
\*17 産地の要望に基づく輸出先国の現地査察が終了後、輸出可能。
\*18 オーストラリアにおける国内手続きが終了後、輸出可能。
\*19 引越貨物別送品(UPEs)及び自己査定通関(SAC)貨物(商用サンプル・研究用途を除く)は禁止。

1. 利用上の注意
当早見表に掲載されている検査条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検査規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。このため、実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検査当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせいただくことをお勧めします。ご不明点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。また、検査条件は、各国の植物検査上での要求であり、当早見表で輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。

2. 諸外国の輸入許可制度について
輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検査当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。

【植物の輸出相談窓口】
横浜植物防疫所業務部輸出検査担当 TEL 045-211-7155 / FAX 045-211-2171
名古屋植物防疫所輸出検査担当 TEL 052-651-0114 / FAX 052-651-0115
神戸植物防疫所業務部輸出検査担当 TEL 078-331-2384 / FAX 078-391-1757
門司植物防疫所輸出検査担当 TEL 093-280-4319 / FAX 093-321-0481
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検査担当 TEL 098-868-1079 / FAX 098-861-5500